

# 佐賀県「営繕工事における週休2日試行工事」実施要領

## (目的)

**第1条** 将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における、若手技術者、女性技術者等の担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、労働環境改善の取組の一環として佐賀県「営繕工事における週休2日試行工事」実施要領（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休2日の促進を図る。

## (対象工事)

**第2条** 対象工事は、原則として県土整備部建築住宅課が発注する全ての営繕工事（公共住宅建設工事を含む。）とし、現場説明書に週休2日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、対象外とする。

- (1) 竣工時期や作業時間に制約がある工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事等） ※災害の本復旧工事は週休2日の対象とする

なお、営繕工事以外（土木一式工事等）は、『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』によるものとする。

## (用語の定義)

**第3条** 本要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 週休2日
  - ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

- (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成通知書の通知日）までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、対象期間及び休日を含めないこととし、指示については書面で行うこととする。

- (3) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- イ 発注者が作業等を要請した場合に係る期間
  - ロ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合に係る期間
  - ハ 周辺住民等からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合に係る期間

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、同一現場の全ての工事が現場休息を行い、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

なお、同一現場で複数の工事が分離発注（発注を予定している工事のうち、専門的な工事を分離し専門工事へ別途発注することをいう。以下同じ。）される場合は、各発注工事単位で、現場休息を行うことができるものとする。

(6) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいい、達成状況の区分は下表のとおりとする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）を達成しているものとみなす。なお、現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

達成状況の区分	対象期間内の現場閉所（現場休息）率	補正対象※	成績評定※
4週8休（月単位）	全ての月において28.5%以上	○	○
4週8休（通期）	28.5%以上	○	
4週7休（通期）	25.0%以上、28.5%未満	—	○
4週6休（通期）	21.4%以上、25.0%未満	—	

※補正対象および成績評定については、第5条および第6条による。

**（週休2日の実施）**

**第4条** 受注者は、週休2日の実施等について、次に掲げる方法により報告等しなければならない。

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出する。

(2) 計画工程表の提出

週休 2 日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休 2 日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。その際、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで計画工程表を作成する。

また、対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を発注者と協議により決定する。

なお、提出する計画工程表は、第 3 条を反映したものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休 2 日の取得計画が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 対象工事の表示

受注者は、「週休 2 日試行工事」である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表（任意様式）に週休 2 日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(5) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所（現場休息）とした場合や、工事工程の都合により予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間と判断できる場合で、休日（振替日を含む）に作業を行う場合は、休日若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

2 監督員は必要に応じて次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 監督員は、週休 2 日の実施に当たり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- (2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所（現場休息）日に作業が発生するような指示を行ってはならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出された実施工程表により、現場閉所（現場休息）日の状況を確認しなければならない。
- (4) 監督員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたって、既存の書類の活用に努めることとし、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意する。

- (5) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工事の適正な施工期間を考慮して、全体工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「計画工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

### 3 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工期に遅延が生じないように設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

### 4 元請下請の取引の適正化

週休2日試行工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、必要に応じて所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

### 5 モニタリングの実施

週休2日試行工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対策を検討するとともに、工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施する。また、受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合は、その理由を把握する。

## （積算方法等）

### 第5条

#### (1) 補正方法

第3条に定めた現場閉所（現場休息）を行った日数の実績に応じ、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表補正係数により補正する。

現場閉所（現場休息）日の実績	補正係数
① 4週8休（月単位）	1.04
② 4週8休（通期）	1.02

## (2) 積算及び変更方法

予定価格の算定においては、4週8休（月単位）を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休（月単位）に満たない場合は、その達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1) ②に変更して工事費を積算し、減額変更するものとする。

また、4週8休（通期）に満たない場合及び受注者が週休2日の取組を希望しない場合は、補正係数を除し、労務費補正分を減額変更するものとする。

なお、受注者が週休2日の取組を希望しない場合については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて変更を行うものとする。

## (工事成績評定)

**第6条** 発注者は、第3条に定めた現場閉所（現場休息）を第4条に基づき達成できた場合は、現場閉所（現場休息）日の実績に応じ、工事成績評定において下表により評価を行う。

ただし、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

現場閉所（現場休息）日の実績	4週6休（通期） 4週7休（通期）	4週8休 （通期・月単位）
一般監督員	工程管理（2項目）	工程管理（2項目）
主任（総括）監督員		工程管理（2項目）

## (適用)

**第7条** 本要領は、令和6年10月30日以降に公告する工事に適用する。

## 附則

令和2年2月26日制定

令和2年9月1日一部改定

※分離発注により複数の工事が実施される現場に対して、全工事一斉の現場閉所を求めず、工事単位での「現場休息」の取り組みを可能とした。

令和4年7月1日一部改定

※対象工事の拡大

令和5年3月16日一部改定

※積算方法の変更（令和5年7月1日以降に公告する工事に適用）

令和6年10月30日一部改定

※4週6休、4週7休の補正係数を廃止

※4週8休（月単位）の補正係数を追加